第172回 藤沢市都市計画審議会 資料 1

### 議第1号

# 藤沢都市計画生産緑地地区の変更について(藤沢市決定)

### 〇第171回藤沢市都市計画審議会

2020年8月26日 市より資料の送付

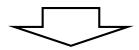


2020年9月 9日 委員より意見書の提出

#### 【<u>意見 4件</u>】

- ・ 生産緑地の買取に関すること
- 生産緑地の管理に関すること
- 緑施策や農業施策等との連携に関すること

• • 等



2020年9月15日 市より意見に対する回答書の送付



2020年11月25日 第172回都市計画審議会

### 〇生産緑地地区の制度について

#### 生産緑地地区とは

市街化区域内において、緑地機能及び多目的保留地機能を有する農地等 を計画的に保全し、良好な市街地形成に資することを目的として指定 (都市計画法第8条に規定する「地域地区」の一つ)

#### 生産緑地地区に指定すると

原則、建築物の建築、宅地の造成等が禁止(行為の制限)



農地以外の用途への転用は認められない

ただし、固定資産税等の税制面での優遇や 相続税の納税猶予制度の適用

### 〇 令和2年度都市計画変更予定案件

生産緑地地区の都市計画変更(8箇所)

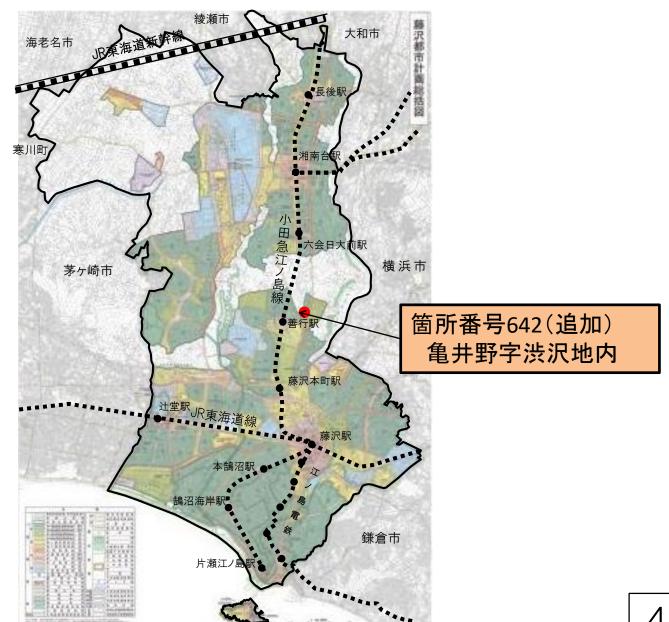
追加・拡大に係る生産緑地地区

(1箇所 約+600㎡)

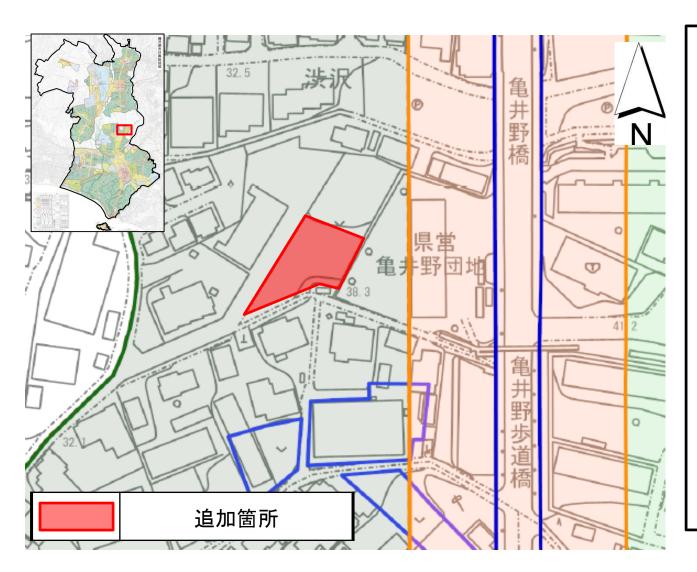
廃止・縮小に係る生産緑地地区

(7箇所 約-10,070㎡)

### 〇追加・拡大に係る箇所



### 【追加】箇所番号642



【農地等の所在地】 亀井野字渋沢地内

【都市計画決定面積】 600㎡

#### 【変更理由】

土地所有者から生産 緑地地区の指定申出 があり、「藤沢市生産 緑地地区指定基準」 に適合しているため、 「追加」の都市計画変 更を行うもの。

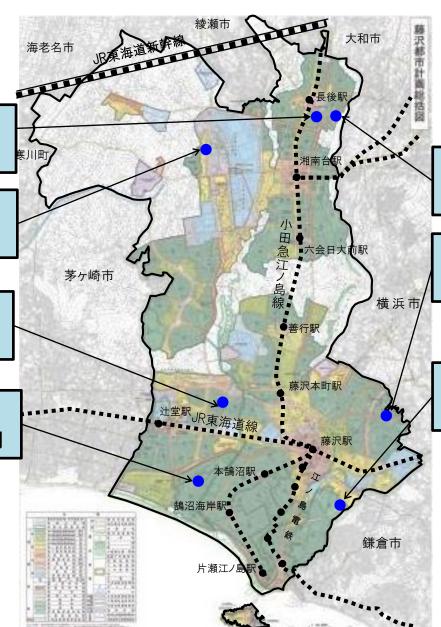
### 〇廃止・縮小に係る箇所

箇所番号608 (廃止) 下土棚字谷戸地内

箇所番号128 (廃止) 菖蒲沢字大平地内

箇所番号380(廃止) 羽鳥四丁目地内

箇所番号463(廃止) 辻堂太平台一丁目地内

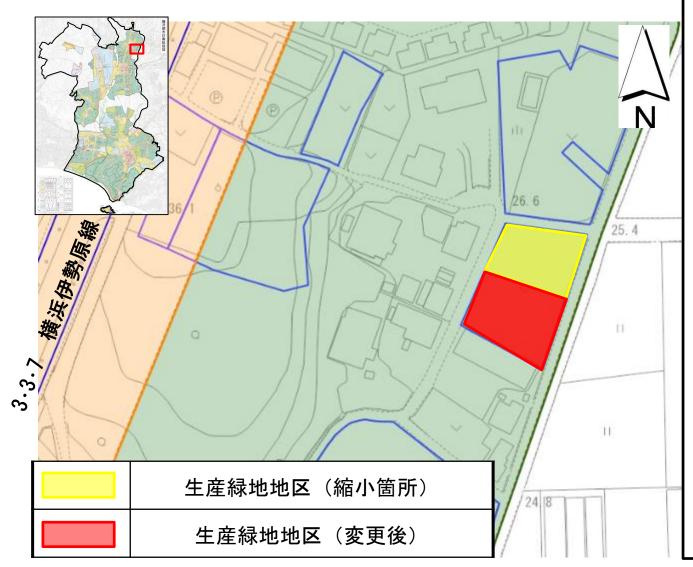


箇所番号77(縮小) 高倉字中島地内

箇所番号425 (廃止) 渡内四丁目地内

箇所番号488(縮小) 川名字清水地内

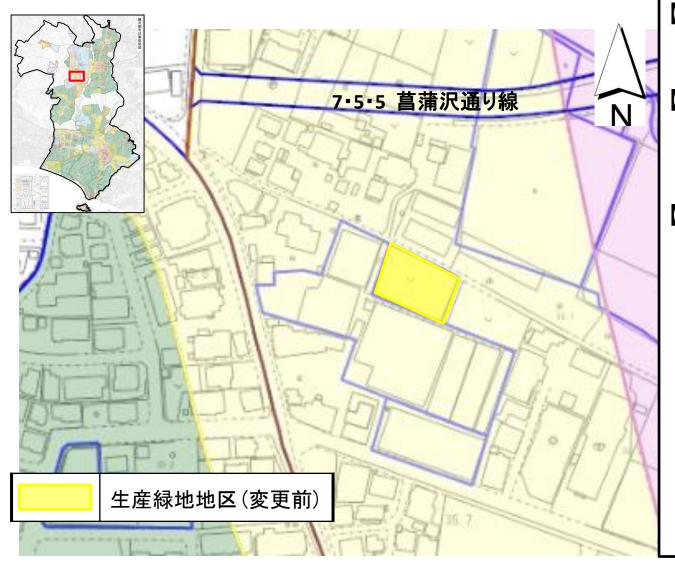
### 【縮小】箇所番号77



【農地等の所在地】 高倉字中島地内

【都市計画決定面積】 変更前 1,030㎡ 変更後 540㎡

#### 【変更理由】



【農地等の所在地】 菖蒲沢字大平地内

【都市計画決定面積】 変更前 840㎡ 変更後 0㎡

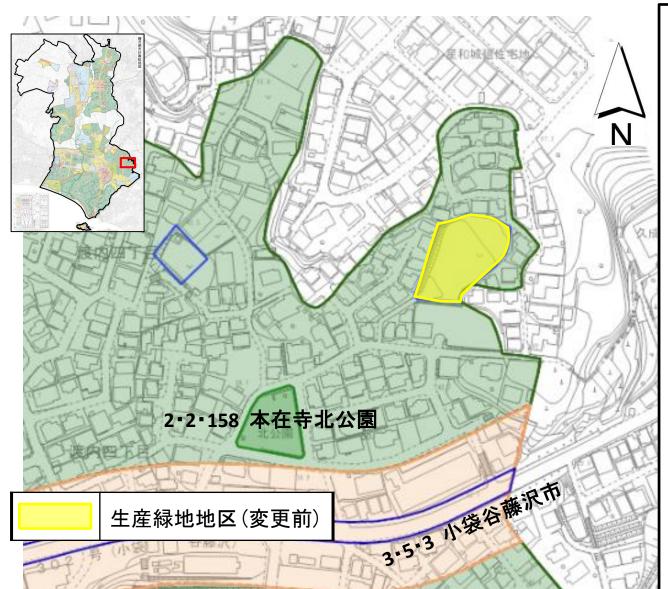
#### 【変更理由】



【農地等の所在地】 羽鳥四丁目地内

【都市計画決定面積】 変更前 2,020㎡ 変更後 0㎡

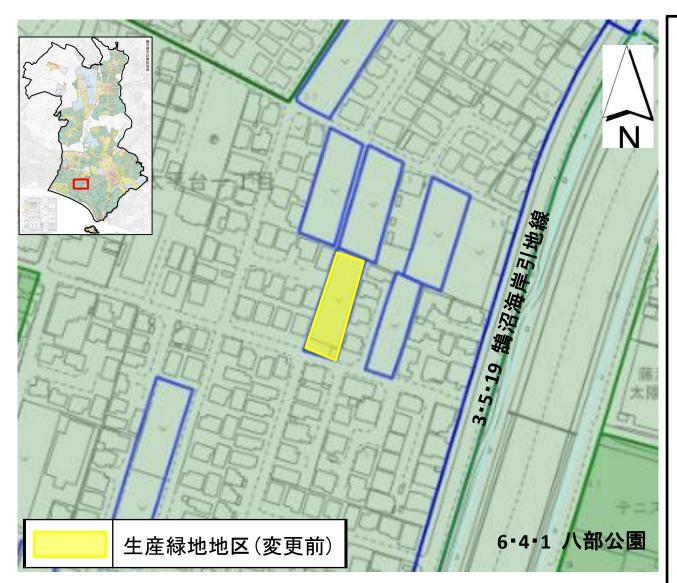
#### 【変更理由】



【農地等の所在地】 渡内四丁目地内

【都市計画決定面積】 変更前 1,540㎡ 変更後 0㎡

#### 【変更理由】

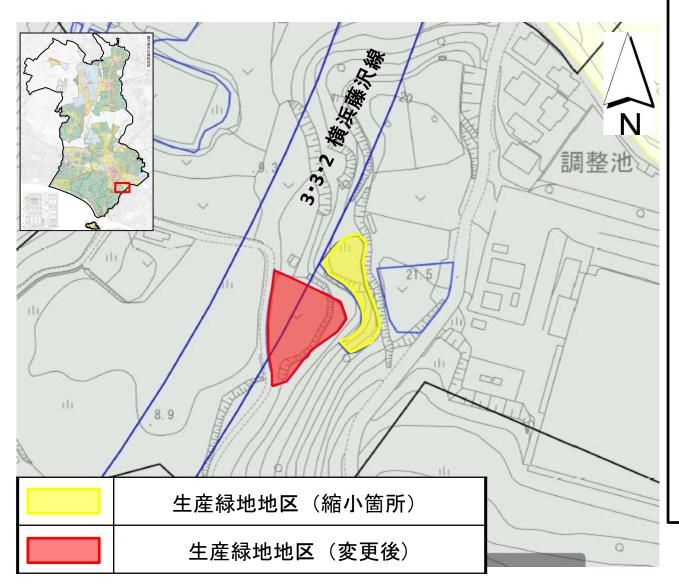


【農地等の所在地】 辻堂太平台一丁目 地内

【都市計画決定面積】 変更前 640㎡ 変更後 0㎡

#### 【変更理由】

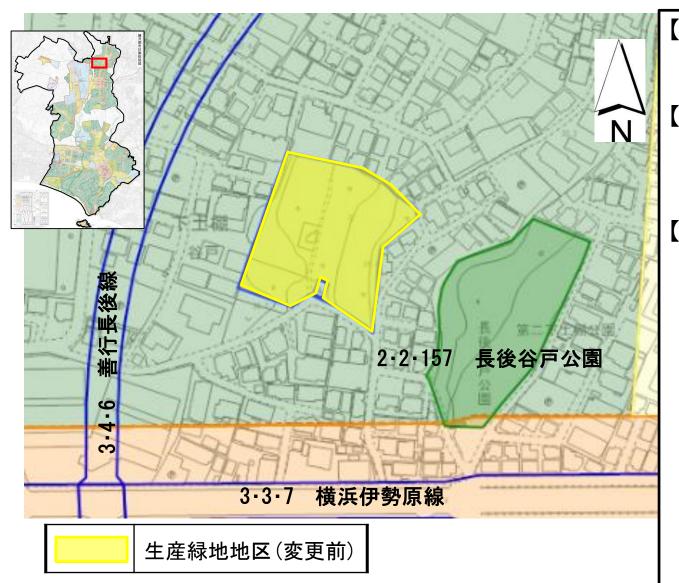
### 【縮小】箇所番号488



【農地等の所在地】 川名字清水地内

【都市計画決定面積】 変更前 720㎡ 変更後 480㎡

#### 【変更理由】



【農地等の所在地】 下土棚字谷戸地内

【都市計画決定面積】 変更前 4300㎡ 変更後 0㎡

#### 【変更理由】

# ○計画書

面積	備考
約90.5h a	高倉字中島地内において、箇所番号77の区域を縮小 菖蒲沢字大平地内において、箇所番号128の区域を廃止 羽鳥四丁目地内において、箇所番号380の区域を廃止 渡内四丁目地内において、箇所番号425の区域を廃止 辻堂太平台一丁目地内において、箇所番号463の区域を廃止 川名字清水地内において、箇所番号488の区域を縮小 下土棚字谷戸地内において、箇所番号608の区域を廃止 亀井野字渋沢地内において、箇所番号642の区域を追加

### 〇理由書

#### 1 箇所番号77

本生産緑地地区は、農業の主たる従事者が死亡し、営農が困難となったため、相続人から買取り申出がなされたが、公共用地への転換及び他の農業従事者へのあっせんも適わず、行為制限が解除されたため、「縮小」の都市計画変更を行うものであります。

#### 2 箇所番号128

本生産緑地地区は、農業の主たる従事者が死亡し、営農が困難となったため、相続人から買取り申出がなされたが、公共用地への転換及び他の農業従事者へのあっせんも適わず、行為制限が解除されたため、「廃止」の都市計画変更を行うものであります。

•

.

#### 8 箇所番号642

本生産緑地地区は、土地所有者から生産緑地地区の指定申出があり、藤沢市生産緑地地区指定基準の目的である、良好な都市環境の保全・形成に資するものに適合する土地であるため、「追加」の都市計画変更を行うものであります。

## 〇新旧対照表

新旧の別	面積	箇 所 数
新	<u>約90.5ha</u>	<u>494</u>
IΒ	<u>約91.5ha</u>	<u>498</u>
増減	▲1. 0ha	<b>4</b>

### 〇経緯書

都市計画決定・変更年月日

1992年(平成 4年) 11月13日告示(市告第193号) 指定面積 約 99.1ha 指定箇所数543箇所

•

•

2019年(令和元年) 12月10日告示(市告第279号) 指定面積 約 91.5ha 指定箇所数498箇所

#### 今回の都市計画変更の経緯

2020年(令和2年) 9月28日 第171回藤沢市都市計画審議会 報告 書面会議

2020年(令和2年) 9月 7日から9月29日 神奈川県知事協議 異存なし

2020年(令和2年) 10月15日から10月29日 都市計画変更案の縦覧

縱覧者:0名 意見書:0通

2020年(令和2年) 11月25日 第172回藤沢市都市計画審議会 付議

### 〇都市計画を定める土地の区域

追加する部分 なし

削除する部分 藤沢市下土棚字谷戸地内

変更する部分 藤沢市菖蒲沢字大平、羽鳥四丁目、

渡内四丁目、辻堂太平台一丁目、高倉字中島、

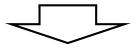
亀井野字渋沢及び川名字清水地内

### 〇都市計画変更スケジュール

2020年9月28日 都市計画審議会(報告)



2020年9月 7日 法定協議(県知事) ~9月29日 *異存なし* 



2020年10月15日 法定縱覧

~10月29日

意見なし



2020年11月25日 都市計画審議会(付議)



2020年12月中 都市計画変更